

第4期草津市障害福祉計画（案）に関する主な意見内容への対応について

●草津市障害者施策推進審議会からの御意見・御提言内容	◇事務局の考え方・修正案 (障害福祉課：障、発達支援センター：発セ)	本文への反映
<p>●「児童福祉法によるサービスの実施箇所数について」(審)</p> <p>・児童発達支援の実施事業所については、湖の子園のイメージが強いが、その他にも実施している事業所がある。事業所が多数あることは良いことなので、箇所数を計画に載せた方が市民にとってもわかりやすいのではないかと。</p> <p>・障害児相談支援については、今後増加する障害児のニーズに対応していくため、現時点での実施事業所の箇所数と、今後の計画値（箇所数）を明確にした方が良いのではないかと。障害者の計画相談支援では箇所数の記載があり、今後の計画値も示されている。</p>	<p>発セ◇児童発達支援の事業所については、本文にございますように「1事業所が新設され3事業所となっています」とございますので、特に箇所数の記載は考えておりません。</p> <p>発セ◇障害児相談支援については、現在、1事業所で作成いただいておりますが、当該事業所では障害者の計画作成件数が非常に多く、児童の作成については難しいこともあり、本文にございますように、平成27年度は発達支援センターにおいても、地域支援の一環として相談支援事業所の指定を受けて体制整備をしていきます。</p>	無
<p>●「日中活動系サービスと居住系サービスの利用者数と今後3年間の利用見込について」(審)</p> <p>・P. 32の表は、資料編のP. 67～69を基礎資料として、就労継続支援B型や生活介護などの基幹サービスの利用者数と今後の利用見込、過不足を取りまとめたものであり、たいへん重要なページだと思う。このページの表をグラフ化してもらえると、よりわかりやすいものとなるのではないかと。</p>	<p>障◇日中活動系サービスと居住系サービスの利用者数と今後3年間の利用見込について、P. 32の表をグラフ化したものを資料編に追記しました（目次にも追記しました。）。</p>	有 ⇒本文（P. 70、目次）を加筆訂正しました。